



# 新型コロナウイルスでお困りの方！

## 民商にご相談ください！

※2020年4月17日現在

### 感染拡大防止協力金

【対象】スナックやバー、居酒屋、飲食店など緊急事態措置期間中（4月11日～5月6日）に少なくとも4/16～5/6までの期間において休業、営業時間短縮の要請に協力した中小業者。※4月22日から受付開始。

協力金 50万円（2店舗以上有する場合は100万円）

### 無利子・無担保の融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）が融資制度と特別利子補給制度をあわせて、実質的に無利子無担保で融資を受けることができます。

上限 3,000万円  
（3年実質無利息。返済 15年。元金据置5年）

### 生活福祉資金貸付制度

【対象】休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活費に困った方。

#### 【緊急小口貸付の特例】

・学校等の休業、個人事業主等の場合 20万円

・据置期間 1年以内

・償還期間 2年以内

・利子・保証人 不要



### 税金・

### 社会保険料納付

【対象】2月以降、1か月程度の間に入収が前年同時期比で約2割減った事業者。

所得税や消費税などの国税の納付や、固定資産税などの地方税の徴収が「1年間猶予」（担保不要、延滞税免除）。



### 宅配・テイクアウトサービス初期費用助成

飲食店が新たに、宅配・テイクアウトサービスをはじめる初期費用として、一事業者あたり最大100万円を助成。テイクアウト・宅配で使う容器や店舗の小規模な改装費用を対象とする。詳細は発表され次第、お伝えします。

### 雇用調整助成金

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が対象。

・中小企業には従業員の休業手当5分の4を助成。（解雇等行わない場合は10分の9）

従業員 8,330円、  
個人事業主・フリーランス 4,100円。



### 持続化給付金

中小企業やフリーランスなどで、売り上げが前年同月比で50%以上減少している方。  
※5月中の支給開始予定。

- すべての人に生活保障を
- 売上減の全業者に休業補償
- 消費税は0に（いますぐ5%）
- 検査、療養、感染者の自己隔離を無料に
- 新型コロナウイルス問題が落ち着くまで税金、社会保険料、融資などの返済、延滞金、利息の凍結を
- 個人事業主、フリーランスが安心できる休業補償を！

法人 上限 200万円

個人事業主 上限 100万円

給付額＝前年の総売上（事業収入）

－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

※上記の算出により、法人は200万円以内、個人事業主等は100万円以内を支給。

## みんなで力を合わせて商売を守りましょう！